

平成30年度 第3回 知立市国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 平成31年1月30日(水) 午後1時30分から2時00分

2 場 所 知立市中央公民館中会議室

3 出席委員

公益代表 岩堀 行雄、林 健一、飯田 善賢、毛受 秀之

医療機関代表 宮本 史生、中根 康夫、塚本 幸夫

被保険者代表 神谷 信愷、河村 京子、鈴木 民樹、高木 清

事務局職員 清水 弘一、寺田 秀彦、河合 圭太、神谷 知子

4 議 題

(1) 国民健康保険税の改正について(答申案)

1 課税限度額の引き上げについて

2 平成31年度税率等の改正について

5 報告事項

(1) 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について

(2) 法改正について

5 概 要

(1) 議題(1)について

1月15日に県が示した本算定結果 について事務局より説明した。

本算定で県が示した自然増の伸び(2.44%)と、前回了承を得た税率等を用い、再度試算した。「制度改正との差分の解消」にはH36年度までの6年間、「赤字補てんの解消」にはH37年度までの7年間、という試算結果となった。

前回(第2回)の会議での内容に沿って作成した答申書(案)について、意見を求めた。

答申内容

限度額の引き上げ・・・基礎課税分(54万円 → 58万円)

税率・・・基礎課税分の限度額引き上げを含め、3.7%程度引き上げる。

適用・・・平成31年度分より

(2) 報告事項(1)について

平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について事務局より説明した。

予算総額は歳入と歳出ともに52億1,330万円で前年比550万円の増額となる。

【主な意見・質疑応答】

委員 夫が75歳で後期高齢者医療制度に変わった際、その妻の保険はどうなるのか。

事務局 妻が75歳に満たない場合等は、一般的には、国保の被保険者になる。国保税は妻のみの収入で算出し、その世帯に国保の被保険者が1人の場合は平等割に減額措置がある。低所得者軽減の判定の際は、妻と夫の所得を合わせて行う。

委員 外国人も国民健康保険に加入しているが、海外にいる人の取扱いは、どうなるのか。

事務局 国保の被保険者は、知立市に住民票がある人です。よって海外に居住している人が国保を利用することはない。ただ、里帰り出産等による海外での費用の支払いに対する請求はないわけではない。

(3) 報告事項(2)について

法改正について事務局より説明した。

① 国民健康保険税の限度額の引上げについて

国は、医療分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げる見通しである。被保険者への負担増であることから、平成32年度からの適用とし、来年度の運営協議会に諮る予定である。

② 国民健康保険税の軽減対象の拡大について

国は、軽減判定所得を算定する際に被保険者数に対して乗ずる金額を、5割軽減においては27.5万円から28万円に、2割軽減においては50万円から51万円に拡充する見通しである。被保険者への負担軽減につながることから、平成31年度からの適用とし、速やかに(4月臨時会または6月議会)に条例を改正する予定である。